

## 伊勢原市介護相談員派遣事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、申出のあった介護保険サービス（以下「サービス」という。）を提供する事業所（以下「事業所」という。）に、サービスを利用する者（以下「利用者」という。）の相談に応じる等の活動を行う者（以下「介護相談員」という。）を派遣し、利用者の疑問や不満、不安の解消を図るとともに、苦情に至る事態を未然に防止し、改善の方法を探ることにより、派遣を受けた事業所（以下「派遣事業所」という。）におけるサービスの質的向上を図ることを目的とする。

### (事業の実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、伊勢原市とする。

2 事務局は、伊勢原市介護高齢主管課に置く。

### (事業内容)

第3条 市は、次の事業を行う。

- (1) 介護相談員の公募及び選定
- (2) 介護相談員の養成
- (3) 介護相談員の派遣計画の作成
- (4) 介護相談員の実績報告書等の作成
- (5) 介護相談員連絡調整会議の開催
- (6) 事業所の募集及び登録
- (7) 介護相談員及び派遣事業所についての情報提供
- (8) その他介護相談員派遣事業に関わること。

### (介護相談員の委嘱等)

第4条 市長は、次の要件のいずれも満たす者のうちから介護相談員を委嘱するものとする。

- (1) 高齢者の医療、保健及び福祉について理解と熱意を有する者
- (2) 月2回程度の訪問活動が可能で、かつ、市が指定する介護相談員養成研修を修了している者

2 介護相談員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 市長は、介護相談員が次のいずれかの要件に該当する場合は、その任を解く

ことができる。

(1) 心身の故障により、介護相談員としての活動が困難であると判断されたとき。

(2) その他、この職に必要な適格性を欠くこととなったとき。

(介護相談員証)

第5条 市長は、介護相談員に介護相談員証（別記様式）を交付するものとする。

2 介護相談員は、介護相談員の活動を行う際に、介護相談員証を必ず携帯し、利用者若しくはその家族又は事業者から求められた場合は、これを提示しなければならない。

3 介護相談員は、任期を満了し、又はその職を解かれた場合は、直ちに介護相談員証を返還しなければならない。

(相談員の活動内容)

第6条 介護相談員の活動内容は、次に定めるところによる。

(1) 次条の規定により登録した事業所において次に掲げる活動を行い、サービスに関して気付いたこと及び提案がある場合には、事業所の管理者等にその旨を伝えること。

ア 利用者の相談に乗ること。

イ サービスの現状把握に努めること。

ウ 事業所の管理者や従業員と意見交換すること。

(2) サービスの改善の方法を探ること。

(3) 活動内容について、事務局に報告を行うこと。

(4) 研修会及び会議へ参加すること。

(派遣事業所の登録)

第7条 介護相談員の派遣を希望する事業所は、伊勢原市介護相談員派遣申出書を市に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申出書の提出があった事業所について、派遣事業所として登録する。

(介護相談員連絡調整会議)

第8条 市長は、介護相談員の資質の向上を図り、相談技法及び対応方法の検討を行うため、介護相談員連絡調整会議を開催する。

(秘密保持)

第 9 条 介護相談員は、活動中知り得た個人情報について第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(事故報告)

第 10 条 介護相談員は、活動中に事故があった場合は、速やかに介護相談員活動事故報告書を市に提出するものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式 (第4条関係)

(表面)

(裏面)

<p style="text-align: center;">伊勢原市介護相談員証</p> <p>写真</p> <p>氏名</p> <p>生年月日</p> <p>上記の者は、伊勢原市介護相談員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: center;">伊 勢 原 市 長</p>	<p>(取扱注意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 伊勢原市介護相談員として活動を行う際は、本証を常に携帯し、必要のあるときは提示しなければならない。</li><li>2 本証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。</li><li>3 本証を紛失し、若しくは損傷した場合又は表面記載事項に変更があった場合は、速やかに届け出て再交付を受けなければならない。</li><li>4 介護相談員でなくなったときは、直ちに本証を返還しなければならない。</li></ol>
---	---